

○財務省告示第二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十年十二月二十二日に発行した割引短期国  
債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川昭一

- 一 名称及び記号  
割引短期国庫債券（第四百四十  
二回）
- 二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項
- 三 法律及びその  
振替法の適用  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

十一 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額										
				行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場
平	す	額	の	振	千		円	一	八	千			額	億	額			込	募	各
成	る	の	記	替	万			兆	万	十			面	八	面			み	限	国
二	°	整	載	法	円			三	四	億			金	千	金			の	度	債
十		数	又	の				千	千	四			額	万	額			応	の	市
年		倍	は	規				六	九	十			で	円	で			募	額	場
十		の	記	定				百	百	億			千		一			額	の	特
二		金	録	に				三	三	億			十		兆			を	範	別
月		額	は	よ				百	二	億			五		三			割	内	参
二		に	よ	る				五	千	二			十		千			り	に	加
十		よ	る	最				十	六	千			五		九			当	お	者
二		も	の	低				六	万	二			十		百			て	い	ご
日		の	面	額				万	五	百			五		六			る	て	と
		と	金	簿				千	十	三			千		十			。	各	の
										十					四				申	応

十七	十六	十五	十四			十三	十二			ロ		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争	
平成二十年十二月二十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十一年十二月二十一日	十五銭九厘につき九十九円五					十五銭九厘につき九十九円五		額面金額百円以上のそれぞれの	額面金額百円につき九十九円五